

一般社団法人日本輸血・細胞治療学会  
学術活動支援委員会運営規程

平成27年7月9日 制定

(目的)

第1条 本委員会は、日本輸血・細胞治療学会会員の主に看護師と臨床検査技師への教育に関わるプログラムを立案し、実行する。特に学会発表や院内外での発表、論文作成などの学術活動を支援することを目的とする。

(業務)

第2条 継続教育の実施に関するプログラムの立案および実施。  
2 論文執筆の依頼、支援を行う。  
3 学会発表への支援を行う。  
4 業務を遂行する上で委員長が必要と認めた場合には委員以外の会員に意見を求めることができる。

(構成)

第3条 委員会は委員長1名と副委員長1名及び若干者の委員をもって構成する。

(審議)

第4条 審議は原則として総会及び秋季シンポジウムに合わせて開催される委員会で行う。  
2 時間的な制約がある場合はメーリングリストによる持ち回り審議を行うことができる。  
3 委員会は委員長が召集し議長となる。  
4 委員長は議事録を作成し委員の承認を得た上で事務局に提出する。  
5 委員会は、委員長、副委員長、委員の合計の過半数の参加によって成立する。  
6 欠席者の委任状は委員会への参加とみなす。  
7 議案に対する採決を行うことができる。  
8 出席者及び委任状の合計人数の過半数の賛意をもって議案への承認とする。

(改定)

第5条 本委員会規則は理事運営委員会の承認を得て改定することができる。

(附則)

第6条 本委員会運営規定は平成27年7月9日より施行する。